

2022年3月2日

各 位

会 社 名 株式会社ジャステック  
代表者の役職名 代表取締役社長 中谷 昇  
(コード番号 9717 東証1部)  
問い合わせ先 取締役執行役員  
総務経理本部本部長 村中 英俊  
T E L 03-3446-0295 (代表)

(訂正)「従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」  
の一部訂正について

当社は、2022年2月25日に公表しました「従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

1. 訂正の内容  
譲渡制限期間および組織再編等における取扱いの訂正

2. 訂正理由  
記載の内容に不足があったため。

3. 訂正箇所  
＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

(1) 譲渡制限期間  
(訂正前)

対象従業員は、2022年5月27日（払込期日）から当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職（ただし、乙が60歳になった後に再雇用される場合以外に、退任又は退職と同時にかかる地位のいずれかに就任又は再任するときを除く。以下同じ。）した後、各年1月末日、4月末日、7月末日又は10月末日のうち、最初に到来する日までの間（但し、死亡による退職の場合、又は、退職後、当該日の前に死亡した場合は、当該死亡した日までの間）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(訂正後)

対象従業員は、2022年5月27日（払込期日）から当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職（ただし、乙が60歳になった後に再雇用される場合以外に、退任又は退職と同時にかかる地位のいずれかに就任又は再任するときを除く。以下同じ。）した後、各年1月末日、4月末日、7月末日又は10月末日のうち、最初に到来する日までの間（但し、死亡による退職の場合、又は、退職後、当該日の前に死亡した場合は、当該死亡した日までの間）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。なお、本割当株式が付与された日の属する事業年度経過後3月を経過する日までに、対象従業員が、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を退任又は退職した場合には、本割当株式が付与された日の属する事業年度経過後3月を経過する日までを譲渡制限期間とする。

(5) 組織再編等における取扱い  
(訂正前)

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関

して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

(訂正後)

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時が、本株式が交付された日の属する事業年度経過後3月を経過する日以前の日である場合には、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

以上